

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成24年11月26日（月曜日）午前9時30分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (7) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- (8) 議案第7号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

○出席委員（33名）

1番 内藤 雅夫 君	2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君
4番 栗倉 秀夫 君	5番 小川 亮二 君	6番 深川 俊朗 君
9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君	11番 兼村 正美 君
12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君	14番 村井 雅之 君
15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君	17番 足立 孝弘 君
18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君	20番 鈴木 和道 君
21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君
24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君
27番 林 修美 君	28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君
30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君

○欠席委員（3名）

7番 加藤 徹 君 8番 大澤 慶一 君 36番 三輪 正善 君

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	渡辺 悟 君	農業委員会事務局係長	津谷 和子 君
農業委員会事務局主査	古田 考幸 君	板取事務所 主任主査	長屋 一也 君
武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 主 事	加藤 恵子 君	洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君

午前9時30分 開会

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 本日は、11時頃から市長さんとの懇談会を予定しております。また、農振除外についての議案もありますので、スムーズな進行にご協力をお願いします。

それでは、本日は経済部長が公務により遅れて見えますので、事務局長にあいさつをお願いします。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） おはようございます。今会長が言われましたとおり、本日は、農振の協議と市長との懇談会があり30分早く始めることにしましたが、皆さんご出席いただきありがとうございます。秋のイベントも昨日、上之保ゆずまつりを最後に終了いたしまして各会場とも大変なにぎわいでよかったと思っております。私からもスムーズな進行をお願いしまして御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いします。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開きます。本日の欠席委員は7番の加藤徹委員、8番の大澤慶一委員、36番の三輪正善委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

1番 内藤雅夫委員、2番 大竹誠委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田考幸君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転 申請地は、平成通1丁目地内、関中央病院の西50mほどに位置する田が2筆、計890㎡。譲受人は、譲渡人の先代から所有する田を昭和7年より耕作しており、小作権との交換により申請地を譲り受けるもの。11月6日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

2番の案件 位置図は2ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、東田原地内、田原グラウンドの北東100mほどに位置する農振農用地の畑925㎡。借受人は、新たに農業経営を組み合わせるため、申請地を借り受けたというもの。営農計画書の添付があります。

貸付人は、多くの農地を所有し耕作に困っており農業経営を縮小したいというもの。11月6日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。使用貸借の期間は、5年間としています。3番の案件と同時許可案件です。

3番の案件 位置図は3ページになります。

所有権移転 申請地は、小野地内、喫茶店W i n gの南に位置する農振農用地の田2筆、中部電力(株)北部変電所の北100mほどに位置する農振農用地の田1筆の計4,407㎡。

譲渡人は、所有する農地の管理に困惑していたところ、譲受人が新たに農業経営を組み合わせるため、

申請地を譲り受けるもの。営農計画書の添付があります。11月6日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。2番の案件と同時許可案件です。

4番の案件 位置図は4ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、めぐみの農協関経済センターの北に位置する田、計5筆、1,343 m²。譲受人は、申請地を譲り受けて農業経営の拡大をしたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが住まいが遠く、管理にも困っていたため譲り渡すもの。11月6日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

5番の案件 位置図は5ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、めぐみの農協本店の北西100mほどに位置する、農振農用地の田、1,797 m²。譲受人は、申請地を譲り受けて農業経営の拡大をしたいというもの。譲渡人は、高齢により農地として管理することが難しく困っていたため譲り渡すもの。11月6日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

6番の案件 位置図は6ページになります。

所有権移転 申請地は、下有知地内、下有知小学校の南西200mほどに位置する田、172 m²。

譲渡人は、譲受人の所有地を子の住宅の進入路として交換により取得するため、申請地を譲り渡すもの。譲受人は、譲渡人の申し出に応じ申請地を取得するもの。交換による土地については、5条の9番案件です。11月6日に現地確認をし、現況は畑で農地性有りと確認しました。7番の案件と同時許可案件です。

7番の案件 位置図は7ページになります。使用貸借権の設定 申請地は、戸田地内、トヨタカローラ岐阜トータルサポートセンターの西に位置する農振農用地の田、2,287 m²。

借受人は、農業経営の拡大のため親戚である貸付人から借り受けるもの。貸付人は、多くの農地を所有し管理に困っており、借受人の申し出に応じ農業経営を縮小するもの。11月6日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。使用貸借の期間は、10年間としています。6番の案件と同時許可案件です。

8番の案件 位置図は8ページになります。所有権移転 申請地は、板取地内、保木口体育館の南西に位置する畑、9.25 m²。譲渡人は体調不良により、農地管理が十分できないため、譲渡人へ農業経営を移譲したいというもの。譲受人は、農業経営の拡大をしたいというもの。

11月6日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

9番の案件 位置図は9ページになります。所有権移転 申請地は、武芸川町谷口地内、武芸小学校の南西150mに位置する農振農用地の田、950 m²。譲受人は、自宅に近い申請地を譲り受け、農業経営の拡大をしたいというもの。譲渡人は、住まいが遠く、農業経営を営むことが難しく管理にも困っていたため譲り渡すもの。11月6日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

以上、所有権移転に関するもの7件、使用貸借権の設定に関するもの2件の計9件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1番、2番、3番について異議ありません。

○4番（栗倉秀夫君） 同じく2番について異議ありません。

○6番（深川俊朗君） 同じく3番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 4番、6番、7番について異議ありません。

- 1 1 番（兼村正美君） 同じく5番について異議ありません。
- 6 番（深川俊朗君） 5番の案件は大澤委員より異議ない旨報告がありました。
- 1 3 番（篠田権三君） 7番について異議ありません。親戚です
- 2 9 番（日置 香君） 8番について異議ありません。
- 3 0 番（藤川 勝君） 9番について異議ありません。
- 議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の9件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田考幸君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件 位置図は10ページになります。申請地は吉野町地内、岐阜バス吉野町バス停の東200mほどに位置する市道沿いの畑、321㎡。申請人は、申請地の隣接地に居住しているが、申請地を自宅への進入路、駐車場としたいというもの。11月6日に現地確認し、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。なお、農地の区分は、用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

2番の案件 位置図は11ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南東300mほどに位置する、一体利用地の宅地を介して市道に接する畑、317㎡。申請人は、現在の居宅が立ち退きとなるため、申請地を宅地と一体利用し自己の住宅を建築したいというもの。11月6日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため、第2種農地と判断されます。

3番の案件 位置図は12ページになります。申請地は、大杉地内、香林寺の北東200mほどに位置する、市道沿いの畑、112㎡。申請者は、現在は子の家族と同居しているが、自らが分家し住宅を建築したいというもの。11月6日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。5条の4番の案件と同時許可案件です。

4番の案件 位置図は13ページになります。申請地は、武芸川町八幡地内、(有)アイミヤ自動車の西に位置する、市道沿いの畑、257㎡。申請人は、隣接地に居住しているが、子のための住宅及び車庫を増築したいというもの。11月5日に現地確認をし、一部が宅地の状況であったため、始末書の添付があります。なお、農地の区分は、宅地化の状況から、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断されます。

以上4件について、御審議をお願いします。

- 議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1 番（内藤雅夫君） 1番について異議ありません。
- 2 番（大竹 誠君） 2番について異議ありません。

○4番（栗倉秀夫君） 3番について異議ありません。

○24番（相宮千秋君） 4番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の4件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。なお、12番案件につきましては、15番 山田公平委員の関連議案のため、他の案件の採決の後に議題といたします。

○事務局主査（古田考幸君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、12番案件を除いて説明させていただきます。

1番の案件 位置図は14ページになります。所有権移転 申請地は、豊岡町一丁目地内、弥生公園の東100mほどに位置する、市道沿いの田、382㎡。

譲受人は、現在の住まいが手狭のため申請地を譲り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農地として維持することが困難なため、農業経営を縮小したいというもの。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。11月6日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

2番の案件 位置図は15ページになります。使用貸借権の設定 申請地は、弥生町三丁目地内 弥生公園の北100mほどに位置する、市道沿いの田、163㎡。

借受人は、現在、隣接地に居住しているが、住居が手狭になったため、申請地を一体利用し二世帯住宅を建築したいというもの。貸付人である母は子の申し出に応じ、申請地を貸し付けるもの。

11月6日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。使用貸借の期間は、50年間としています。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

3番の案件 位置図は16ページになります。使用貸借権の設定 申請地は、肥田瀬地内、ゲンキー関東新店の南東200mに位置する、市道沿いの田、413㎡。借受人は、現在、借家住まいで住居が手狭になったため、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である祖父は、高齢で農地としての管理が困難であるため、孫の申し出に応じ、申請地を貸し付けるもの。

11月6日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しました。使用貸借の期間は、30年間としています。また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

4番の案件 位置図は17ページになります。所有権移転 申請地は、大杉地内、香林寺の北東200mほどに位置する、市道沿いの畑、112㎡。

申請者は、現在は子の家族と同居しているが、自らが分家し住宅を建築したいというもの。

11月6日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

4条の3番の案件と同時許可案件です。

5番の案件 位置図は18ページになります。使用貸借権の設定 申請地は、東田原地内、小塩

牧場の敷地内、市道沿いの畑3筆、計4,945㎡（実測5,248㎡）のうち609.46㎡。地積測量図の添付があります。借受人は、現在の住居が手狭になったため、申請地を借り受けて自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、酪農後継者である子の申し出に応じ、申請地を貸し付けるもの。11月6日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。使用貸借の期間は、30年間としています。なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため、第2種農地と判断されます。

6番の案件 位置図は19ページになります。所有権移転 申請地は、神明町四丁目地内、神明公園の西に位置する、市道沿いの畑、220㎡。

譲受人は、借家住まいのため申請地を譲り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農地として維持することが困難なため、譲り渡したいというもの。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。11月6日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

7番の案件 位置図は20ページになります。所有権移転 申請地は倉知地内、老人保健施設リバーサイド悠悠の南東50mほどに位置する田、773㎡。

譲受人は、申請地が太陽光発電施設に最適な場所と考えたため、申請地を譲り受け太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、会社経営をしており農地管理が困難なため、譲り渡したいもの。11月6日に現地確認し、田で農地性ありと確認しました。なお、農地の区分は用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

8番の案件 位置図は21ページになります。使用貸借権の設定 申請地は、下有知地内、下有知小学校の南西200mほどに位置する一体利用地を介して市道に接する田、411㎡。

借受人は、現在の住居が手狭になったため、申請地を借り受けて自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、子の申し出に応じ、申請地を貸し付けるもの。11月6日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。使用貸借の期間は、30年間としています。なお、農地の区分は、公共、公益的施設の整備状況から、500m以内に施設が2カ所あるため、第3種農地と判断されます。9番の案件と同時許可案件です。

9番の案件 位置図は22ページになります。所有権移転 申請地は、下有知地内、下有知小学校の南西200mほどに位置する、市道沿いの田2筆、計86㎡。

譲受人は、子が住宅を建てるにあたり、申請地を交換により取得して、この住宅の進入路として貸したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じるもの。交換による土地については、3条の6番案件です。11月6日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、公共、公益的施設の整備状況から、500m以内に施設が2カ所あるため、第3種農地と判断されます。8番の案件と同時許可案件です。

10番の案件 位置図は23ページになります。所有権移転 申請地は、寿町一丁目地内、川端公園の東100mほどに位置する、市道沿いの畑、492㎡。

譲受人は、現在は遠方に居住しているが、帰省のため申請地を譲り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農地として維持することが困難なため、譲り渡したいもの。

11月6日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

11番の案件 位置図は24ページになります。所有権移転 申請地は、吐月町地内、大垣共立銀行関支店の南西80mほどに位置する、一体利用地の雑種地を介して市道に接する田、3.3㎡。

譲受人は、申請地に近い寺院であり、参拝者の駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、農地として維持することが困難なため、譲り渡すもの。11月6日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。なお、農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

13番の案件 位置図は26ページになります。所有権移転 申請地は、小瀬長池町地内、三洋堂書店新関店の西100mほどに位置する、市道沿いの畑、610㎡のうち247.95㎡。地積測量図の添付があります。譲受人は、借家住まいのため申請地を譲り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じるもの。11月6日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

14番の案件 位置図は27ページになります。使用貸借権の設定 申請地は、千疋地内、千疋大橋の西に位置する、市道沿いの畑、312㎡。申請人は親子で、借受人である子は、現在は遠方に居住しているが、帰省のため申請地を譲り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。

貸付人である父は、子の夫の申し出に応じ、申請地を貸し付けるもの。11月5日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。使用貸借の期間は、20年間としています。なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

15番の案件 位置図は28ページになります。所有権移転 申請地は、富之保地内、スーパーマルマンの南100mほどに位置する、美濃加茂和良線沿いの畑3筆、計939㎡。

譲受人は、隣接地に介護老人福祉施設を建設することになり、申請地を駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、高齢のため農地として維持することが困難なため、譲り渡すもの。

11月5日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

16番の案件 位置図は29ページになります。賃貸借権の設定 申請地は、洞戸高賀地内、高賀神水庵の北東200mほどに位置する、市道沿いの畑2筆、計402㎡。借受人は、水力発電所のえん堤取水口の制御設備設置工事のため一時転用により仮設道路としたいもの。貸付人は、申し出に応じ、申請地を貸し付けるもの。11月5日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

賃貸借の期間は、平成25年3月末としています。なお、農地の区分は、周辺に代替地がなく第2種農地以外のいずれにも該当しないため、第2種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関するもの5件の、計15件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1番、2番、3番について異議ありません。

○4番（栗倉秀夫君） 4番、5番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） 6番について欠席の7番加藤委員より異議ない旨報告がありました。

○9番（沼田久男君） 7番について異議ありません。

○10番（天野邦男君） 8番、9番について異議ありません。

○11番（兼村正美君） 10番、11番について異議ありません。

○16番（山本 武君） 13番について異議ありません。

○18番（中村睦明君） 14番について異議ありません。

○22番（土屋顯弘君） 15番について異議ありません。

○26番(野村 茂君) 16番について異議ありません。

○議長(深川俊朗君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号について、12番を除いて15件について原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第3号の15件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、12番の案件について御審議をお願いします。

(15番 山田公平君 関連議案のため退席)

○事務局主査(古田考幸君) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、12番案件について説明させていただきます。

12番の案件 位置図は25ページになります。所有権移転 申請地は、小瀬長池町地内、三洋堂書店新関店の南西150mほどに位置する、市道沿いの畑、210㎡。

譲受人は、借家住まいのため申請地を譲り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じるもの。11月6日に現地確認をし、畑で農地性ありと確認しました。

なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

以上、所有権移転に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○16番(山本 武君) 12番について異議ありません。

○議長(深川俊朗君) 12番の案件について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号、12番の案件について原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第3号の12番の1件についても原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

(15番 山田公平委員 入席)

次に、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査(古田考幸君) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は位置図は31ページになります。申請地は、神野地内、(株)マルエイガスロン岐阜関工場の西に位置する、関金山線沿いの田5筆、畑1筆の計2,151㎡。関市開発指導要綱により協議中です。当初事業計画者である、計画変更申請者は、平成10年9月、平成11年7月、平成19年9月にそれぞれ、資材置場、駐車場を目的として転用許可により土地を購入しました。

しかし、計画が滞っていたため、今回、太陽光発電施設を整備するもの。11月5日に現地確認をし、事業の途中であり雑種地の状況でありました。なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されます。

2番の案件については添付書類が間に合わなかったため申請の取り下げがありました。

3番の案件は位置図は32ページになります。

申請地は、武芸川町高野地内、永昌寺の北 100mほどに位置する市道沿いの畑 9 筆、2,696 m²。当初事業計画者は、平成 3 年 5 月に植林を目的として転用許可を受けましたが、死亡により事業が滞っておりました。計画変更申請者は、事業を継承することと共に、事業の一部を隣接地の住宅の庭として整備したいもの。11 月 5 日に現地確認をし、山林及び一部が宅地の状況であったため、始末書の添付があります。なお、農地の区分は、宅地化の状況から、住宅、事業施設等が連坦しているため、第 3 種農地と判断されます。

以上、2 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○3 番（東山武司君） 1 番について異議ありません。

○2 5 番（永井博光君） 3 番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 4 号の 2 件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 4 号を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第 5 号 農地の買受適格証明に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田考幸君） 議案第 5 号 農地の買受適格証明に対する意見について、説明させていただきます。民事執行規則第 33 条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

1 番の案件は、位置図は、33 ページになります。申請地は、下有知地内、トーヨーキッチンの東 200mほどに位置する、農振農用地の田、1,461 m²。申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというもの。競売の入札期間は、平成 25 年 1 月 8 日から 1 月 15 日までです。

11 月 6 日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

続いて、2 番の案件は 位置図は 3 4 ページになります。申請地は下有知地内、トーヨーキッチンの東 200mほどに位置する、農振農用地の田、1,461 m²。申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというもの。競売の入札期間は、平成 25 年 1 月 8 日から 1 月 15 日までです。

11 月 6 日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

以上、2 件につき御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 5 号の 2 件について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 5 号を原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第 6 号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田考幸君） 議案第 6 号 農用地利用集積計画の承認について、説明させてい

たきます。関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの3件の、計8件について、承認を求められています。1件が再設定で、7件が新規で農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が15筆、17,542㎡。地区は、千疋、広見、富之保、上之保の4地区。設定を受ける者は、PLUS(株) 他2人です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号の2件について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号を原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第7号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局主査（古田孝幸君） 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、関市長から協議があったので、意見を求めます。それでは、除外事案等につきまして、農務課の担当者である古市課長補佐から内容を説明いたしますので、ご審議をお願いいたします。

別冊の「農業振興地域整備計画変更申請各筆調書」をご覧ください。本日の総会以降、関市全体の農振協議会に諮問され、各地区協議会・農業委員会・農協・土地改良区の意見を勘案のうえ関市として決定し、その後県の同意を求める予定であります。

○農務課課長補佐（古市 光君） 農業振興地域整備事業を担当している古市です。農業振興地域制度の概要説明を行いますのでよろしくお願ひします。

今年度も、農振農用地区域の変更申請の受付を9月30日で締切り、以後内容を確認し各地区で農振協議会を行いました。各筆調書2ページには、編入、除外、用途区分変更、利用目的変更の区分で、各地区別で件数、筆数、面積を載せております。この内、除外は41件51,188.62㎡という面積が出ております。それでは、編入から順次説明させていただきます。各筆調書4ページは富野地区です。神野字高山1728から下之保字袖赤坂4814-3まで、土地所有者の株式会社クレストは養鶏業を営んでおります。位置図は6ページです。県道関金山線の北、旧関市の最北になります。農業施設用地2か所です。農業施設用地として新たに申請が出ました。

続いて各筆調書8ページ小金田地区の編入です。山田字新後田623-1と623-4の2筆です。平成11年5月12日に電気設備資材の置き場ということで除外の許可がされました。一部計画が縮小され記載の面積が農振に戻し入れになります。位置図は9ページの網掛部分です。編入は以上です。

○21番（土屋尊史君） 要望ですが。

○議長（深川俊朗君） 土屋尊史君、どうぞ。

○21番（土屋尊史君） 編入については問題ないですが、養鶏場の関係で匂い対策をしていただくよう農務課、環境課に要望しておきます。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） 近隣からも時々苦情が出ており、県の担当と市環境課とともに施設の改善実施を含めた指導をしていきます。

○農務課課長補佐（古市 光君） 続いて除外です。各筆調書11ページ、富野地区で神野字仲切3048-1、3048-2の2筆、自宅への進入路が2mほどの農道で狭いため、自費で拡幅したいというものです。位置図は12ページです。

続いて富岡地区です。各筆調書14ページ肥田瀬字道前の田、478㎡は転用事業者が分家住宅を建てたいというものです。肥田瀬字川原田の田、4,039㎡のうち2,950㎡は転用事業者が特別養護老人ホームを建てたいというものです。2筆で、位置図は15、16ページです。

続いて田原地区の除外です。各筆調書18ページ、東田原字上巾下150-1、151の2筆はコンビニエンスストアの店舗、駐車場への転用、位置図は19ページです。

次の東田原字五反田378は1,710㎡で建設業事務所、倉庫及び駐車場。位置図は20ページです。

4番の東田原字石原1053-1は677㎡で太陽光パネルの設置をおこなうもの。始末書の添付があります。位置図は21ページです。5番は大杉字前田143の田、826㎡のうち363.6㎡で分家住宅を建てたいというものです。位置図は22ページです。

6番は西田原字大貝戸725の243㎡と726-1の500㎡のうち93㎡の2筆で分家住宅を建てたいというものです。位置図は23ページです。

7番は西田原字西山1905の969㎡と1906の1168㎡の2筆で従業員52台分の駐車場としたいというものです。位置図は24ページです。

続いて関地区の除外は申請11件です。各筆調書26ページから27ページになります。1番は稲口字丸山283の田で、1,337㎡のうち528㎡で分家住宅を建てたいというものです。位置図は28ページです。本件については関地区農振協議会において農地水と挟まれた所ということで協議会としては同意出来ないとのことでした。

次に、2番は稲口字中野427の田で、1,713㎡で分譲住宅6棟を建てたいというものです。位置図は29ページです。

次に、3番は稲口字中野530-1の2,560㎡と532-1の974㎡の田2筆で、自動車修理工場及び販売店舗を建設したいというものです。位置図は30ページです。

次に、4番は稲口字広瀬694-1の田1,015㎡のうち151.49㎡と694-2の372㎡のうちの220.55㎡の2筆で、一般個人住宅を建設したいというものです。位置図は31ページです。

次に、5番は稲口字広瀬694-1の1,015㎡のうち863.49㎡と694-2の372㎡のうちの151.47㎡の田2筆で、戸建賃貸住宅6棟を建設したいというものです。位置図は32ページです。

次に、6番は黒屋字五反田865-1の田3,651㎡のうち966㎡で、分家住宅、育苗施設、農業用倉庫を建設したいというものです。関地区農振協議会において以前、同様の計画が実行されなかったということで協議会としては見合わせるとのことでした。位置図は33ページです。

次に、7番は黒屋字池下1032の田1,811㎡のうち500㎡で、分家住宅を建設したいというものです。位置図は34ページです。

次に、8番は塔ノ洞字二俣1275の田、4,428㎡のうち300㎡で、分家住宅を建設したいというものです。位置図は35ページです。

次に、9番は塔ノ洞字稲荷前1347の畑1,632㎡のうち500.02㎡で、分家住宅を建設したいというものです。位置図は36ページです。

次に、10番は塔ノ洞字稲荷前1350の畑311㎡で、分家住宅を建設したいというものです。位置図は37ページです。

次に、11番は西本郷字笹島の田6筆で、計6,254㎡です。岐阜トヨタ自動車(株)が自動車販売店

舗を建設したいというものです。関地区農振協議会において吉田沖の集団耕作の都合で協議会としては不認可との意見でした。位置図は38ページです。

続いて倉知地区の除外3案件です。

整理番号1番は倉知字堤内の田1,044㎡で、建売分譲住宅3棟を建設したいというものです。位置図は41ページです。

次に、2番は倉知字堤内294と295-2の田2筆計2,124㎡で、建売分譲住宅計7棟を建設したいというものです。位置図は41ページです。

次に、3番は倉知字庄中前の田5筆で、計5,450㎡です。マーゴの来客者用駐車場を増設したいというものです。位置図は42ページです。

続いて下有知地区の除外5案件です。

1番は下有知字神明、位置図は45ページで、美濃関ジャンクションの東に位置する田、2,221㎡で、建売分譲住宅7棟を建設したいというものです。本件は地区協議会において不認可との意見でした。

次に、2番は下有知字中起、(有)長良観光バス観光センターの西40mに位置する田、1,088㎡のうち870㎡で、建売分譲住宅計7棟を建設したいというものです。位置図は46ページです。

次に、3番は下有知字今宮西、ゲンキー下有知店の北西70mほどに位置する田、800㎡で、建売分譲住宅計2棟を建設したいというものです。位置図は47ページです。

次に、4番は下有知字野畔、きくいけ整形外科の北東50mほどに位置する田2筆、3,080㎡のうち977㎡と30㎡のうち16㎡、計993㎡。建売分譲住宅計4棟を建設したいというものです。位置図は48ページです。

次に、5番は位置図49ページで、下有知字富士二、(株)大野ナイフ製作所の東50mほどに位置する田、2,955㎡。寿町の医療法人が介護老人保健施設を建設したいというものです。

続いて小金田地区の除外4案件です。

1番は上白金字新屋敷、位置図は52ページで、上白金公民館の北に70mほどに位置する田2筆、1,900㎡のうち208㎡と750㎡、計958㎡。建売住宅3棟を建設したいというものです。

次に、2番は位置図は53ページ、上白金字殿起、JAせき金竜支店の北東に隣接する田、1,201㎡のうち330㎡で、分家住宅を建設したいというものです。

次に、3番は位置図は54ページ、上白金字宮浦、特別養護老人ホームあかつきの南南西100mほどに位置する田、1,252㎡のうち636㎡で、庭木、庭石の仮置場及び駐車場としたいというものです。一部すでに利用に供しており始末者の添付があります。

次に、4番は位置図は55ページ、山田字免具利、サークルK山田店の東200mほどに位置する田、710㎡で、内科医院の15台分の駐車場としたいというものです。

続いて保戸島地区の除外1案件です。1番は側島字伊勢野、位置図は58ページで253㎡の田。自動車販売を行うため自動車置場としたいというものです。

続いて洞戸地区の除外4案件です。1番は洞戸市場字雪雨、位置図は61ページで道の駅ラステンほらどの西600mほどに位置する田、畑3筆。植林を行いたいというものです。

次に、2番、位置図は62ページ、洞戸菅谷字大洞、上菅谷集会所の東50mほどに位置する畑、450㎡で、専用住宅を建設したいというものです。

次に、3番は位置図は63ページ、洞戸小坂字キトロ、洞戸観光やなの北西250mほどに位置する畑、570㎡で、分家住宅を建設したいというものです。

次に、4番は位置図は64ページ、洞戸大野字下大道、中濃消防組合洞戸出張所の西100mほどに位置する畑、781㎡で、農家住宅増築と倉庫、駐車場としたいというものです。現況は宅地になっており、始末書の添付があります。

続いて板取地区の除外1案件です。板取字内牧、位置図は67ページで、板取門出体育館の南東200mほどに位置する166㎡の田。家族が増えるため自家用車駐車場としたいというものです。

続いて武芸川地区の除外1案件です。武芸川町平字二反田、位置図は70ページで、榑武芸川精工の北50mほどに位置する276㎡の畑。分家住宅を建設したいというものです。

最後に武儀地区の除外1案件です。中之保字松本、位置図は73ページで、市立武儀やまゆり東保育園の南西300mほどに位置する1,024㎡の田。太陽光発電設備を設置したいというものです。施主が土地所有者になっております。よろしくお願ひします。

○議長（深川俊朗君） 事務局説明の途中ですが、ここで市長と農業委員との懇談会開催のため休憩といたします。

午前10：55休憩

（市長と農業委員との懇談会開催）

午前11：55再開

○議長（深川俊朗君） それでは農業委員会総会を再開します。

○農務課課長補佐（古市 光君） それでは、引き続きご説明いたします。用途区分の変更でございます。資料75ページの千疋地区、字向田で千疋四号組自治会集会場の北に位置する田、2,251㎡のうち981㎡。米粉の加工場及び倉庫を建設する計画を農業用施設の建設に変更したいという申し出です。位置図は76ページです。

続いて利用目的変更で78ページの富岡地区、肥田瀬字川原田で位置図は79ページです。

(有)日本熱処理工業所の東に隣接する田、430㎡。平成14年5月に準農家住宅を建築したいという計画を今回変更し、近隣の金属団地の会社への貸駐車場としたいというものです。

次に81ページの関地区3件です。

3筆いずれも塔之洞字稻荷前で東本郷公園の北160mほどに位置する畑で位置図は82ページから84ページです。当初計画では昭和62年6月に除外許可を受け、準農家住宅を建設するという申請でしたが、当時の地権者が亡くなり、相続人も遠方に居住していることから、1番と3番は一般住宅、2番はプロパンガス販売等をしている美濃市の会社が、下取り製品の保管及びリサイクル分別作業場所としたいという申し出があり、利用目的変更をしたいということです。

次に、86ページの保戸島地区の1件です。位置図は87ページです。

申請地は、側島字京田で東栄管機(株)岐阜工場の南150mに位置する田、1800㎡。申請者は昨年倉庫及び駐車場とするため除外申請し許可しましたが、その後事業の受注が伸び工場が必要となったため工場の増設が必要ということで利用目的の変更をしたいというものです。

以上よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） ありがとうございました。ただいまの説明について質疑のある方はどうぞ。31番 村上忠一君どうぞ。

○31番（村上忠一君） 太陽光パネル設置の農転申請について大規模なものが多く出てくることと予想されますが、あまり家の周りに乱立するようなことも好ましくないと思いますが、申請

はすべて認めるのか、今後の市としての取り扱いについての考え方はいかがですか。

○議長（深川俊朗君） 事務局の回答をお願いします。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） 現在市としても自然エネルギーの推進を進めていますし、住宅の太陽光パネル設置について補助金を出しております。企業でやられる大規模なものについては市の補助制度はないですが、今後出てくる可能性は充分あります。

農業委員会としては、太陽光だからいいという判断はしないで、周辺農地への影響が出ないことを重点に認めていくという考え方をもっております。

○31番（村上忠一君） 風力発電の振動による被害があとから発生したようなこともあるので、地域住民への配慮が必要であり十分研究をして将来のことも考えていただきたいと思います。

○議長（深川俊朗君） 市のほうで、この件について十分に御検討をしていただくということでお願いします。

その他、質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第7号について、原案のとおり決することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第7号については異議ない旨回答することといたします。

それでは、以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（渡辺 悟君） 次回の総会は1月7日午前10時から武儀事務所の予定です。

また、12月の主な行事予定は、12月10日が転用申請等受付締切日で、12月11日が転用申請等現地確認日です。12月14日が農業会議答申日、本日総会分です。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午後12時20分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 6 4 1 番地

㊟

1 番 関市平賀町 5 丁目 5 番地

㊟

2 番 関市肥田瀬 1 6 0 1 番地 1

㊟
